

別記様式第1号（第2条関係）

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用状況（平成22年度） （単位：人）

区 分	試 験	選 考	合 計
一般行政職	0	0	0
事務職	0	0	0
技術職	0	0	0
技能労務職	0	0	0

2 退職の状況（平成22年度） （単位：人）

区 分	定 年 退 職	勸 奨 退 職	そ の 他						合 計
			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	任期 満了	
一般行政職	3	4	2	0	0	0	0	0	9
技能労務職	1	0	0	0	0	0	0	0	1

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職
- (2) 勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口(年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
21年度	人 10,298	千円 7,266,158	千円 155,267	千円 1,416,412	% 19.5%	% 18.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

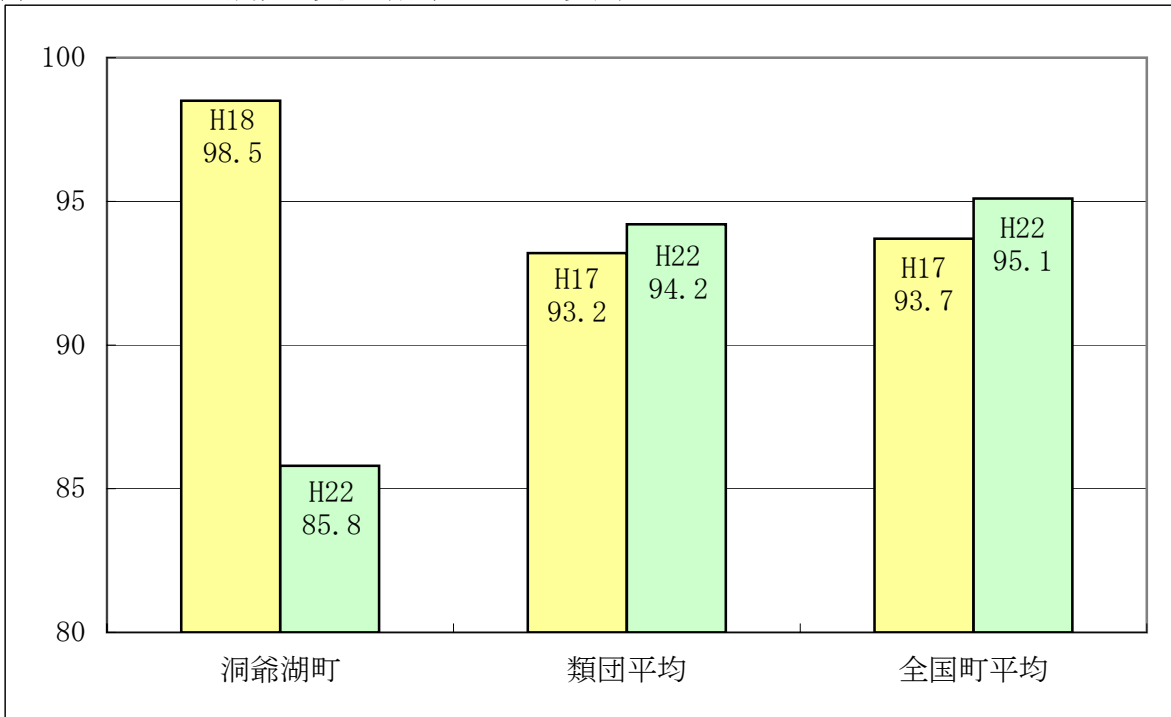
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
21年度	人 163	千円 604,054	千円 111,648	千円 234,095	千円 949,797	千円 5,827	千円 5,686

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 (注) 2 職員数は、4月1日現在の職員数である。

(3) 特記事項

: 給料月額平均8%の減額、期末勤勉手当の役職加算の適用除外等

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 (注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
21年度	— —	— —	— —	— —	— —	— —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
21年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成22年4月1日)

(単位：円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号 給 の 給 料 月 額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最 高 号 給 の 給 料 月 額	243,700	309,200	356,400	391,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
洞爺湖町	44.8歳	301,336円	341,963円	341,779円
北海道	44.9歳	328,099円	396,514円	375,024円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
類似団体	43.0歳	316,947円	359,002円	342,675円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
洞爺湖町	47.8歳	13人	285,123円	309,500円	314,567円	—	—	—	—
うち公務補	44.8歳	7人	270,246円	295,017円	299,571円	用務員	53.8歳	213,600円	1.4
うちその他	51.4歳	6人	302,480円	326,397円	332,063円	—	—	—	—
						—	—	—	—
北海道	48.3歳	539人	316,186円	350,422円	347,447円	—	—	—	—
国	49.3歳	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
類似団体	49.8歳	10人	280,885円	299,603円	291,522円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
洞爺湖町	—	—	—
うち公務補	5,019,715円	3,008,200円	1.7
うちその他	—	—	—
	—	—	—
北海道	—	—	—
国	—	—	—
類似団体	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（3ヵ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		洞爺湖町	北海道	国
一般行政職	大学卒	151,536円	159,285円	172,200円
	高校卒	123,288円	129,592円	140,100円
技能労務職	高校卒	123,288円	129,592円	—
	中学卒	119,328円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成22年4月1日現在）

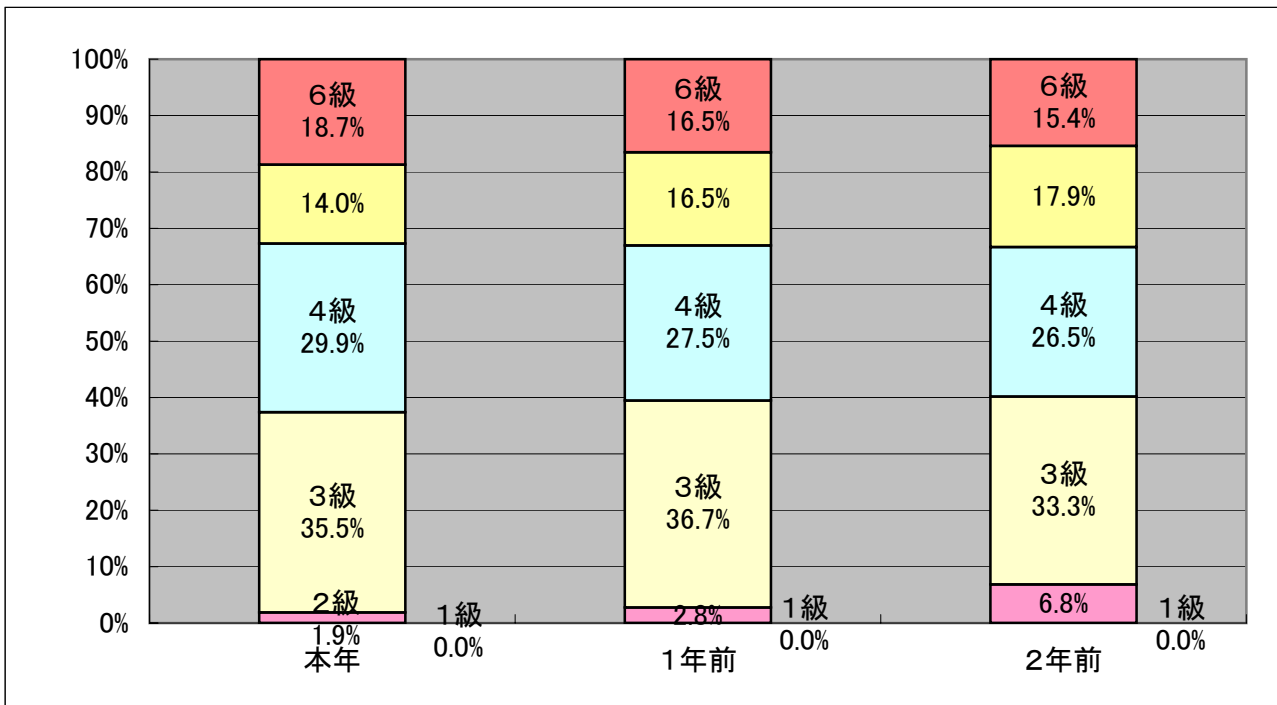
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	236,404円	289,832円	316,330円
	高校卒	219,112円	252,618円	289,652円
技能労務職	高校卒	—	273,459円	270,269円
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員の職務	0人	0.0%
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	2人	1.9%
3 級	主任の職務	38人	35.5%
4 級	係長の職務	32人	29.9%
5 級	課長補佐の職務	15人	14.0%
6 級	課長の職務	20人	18.7%

(注) 1 洞爺湖町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を試行しており、今後において人事評価結果に基づいた昇給への仕組みを検討する予定

5 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

洞爺湖町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (21年度)	1人当たり平均支給額 (21年度)	—
1,480千円	1,669千円	
(平成21年度支給割合)	(平成21年度支給割合)	(平成21年度支給割合)
期末手当 2.75月 勤勉手当 1.40月	期末手当 2.75月 勤勉手当 1.40月	期末手当 2.75月 勤勉手当 1.40月
(加算の措置状況)	(加算の措置状況)	(加算の措置状況)
職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15% ※ H22.12までは、全額削減	職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度を試行しており、今後において人事評価結果に基づいた勤勉手当の支給の仕組みを検討する予定

(2) 退職手当 (平成22年4月1日現在)

洞 爺 湖 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月	30.55月	勤続20年	23.50月	30.55月
勤続25年	33.50月	41.34月	勤続25年	33.50月	41.34月
勤続35年	47.50月	59.28月	勤続35年	47.50月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月	最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	0千円	25,650千円	(定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)		
(定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)					

(3) 地域手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (21年度決算)	0千円		
支給職員1人当たり平均支給額 (21年度決算)	0円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（4月1日現在）

支給実績（21年度決算）	123,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	24,600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	4.7%		
手当の種類（手当数）	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
野犬掃とう手当	従事した職員	野犬の掃とう	日額 300円
特殊作業自動車運転手当	従事した職員	除雪車等の運転	日額 300円
げき薬取扱手当	従事した職員	げき薬の取扱い	日額 750円
害虫駆除手当	従事した職員	害虫の駆除	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	11,301,342円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	137,821円
支給実績（前度決算）	15,579,623円
職員1人当たり平均支給年額（前度決算）	145,604円

(6) その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円～61,800円を支給（月額）	同じ		21,761,509円	604,486円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円～13,000円を支給（月額）	同じ		23,014,200円	261,525円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円を限度に支給（月額）	同じ		6,535,633円	186,732円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額55,000円限度に支給。自家用車等を使用する職員に対し月額2,000円～24,500円を支給	同じ		4,564,500円	73,621円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする職員に対し月額23,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,600円～23,360円を11月から3月まで支給	同じ		12,712,295円	87,071円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		0円	0円
管理職特別勤務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員に対し、1回6,000円（1回の勤務が6時間を超える場合は9,000円）を支給	異なる	支給額を国の半分としている。	0円	0円

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	581,000円 (807,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	470,200円 (653,000円)	896,000円 /	480,000円
報 酬	議 長	284,000円	408,000円 /	240,000円
	副 議 長	233,000円	340,000円 /	176,000円
	議 員	185,000円	320,000円 /	155,000円
期 末 手 当	町 長	(21年度支給割合)	4. 1 5月	
	副 町 長	(21年度支給割合)	4. 1 5月	
	議 長	(21年度支給割合)	4. 1 5月	
	副 議 長	(21年度支給割合)	4. 1 5月	
	議 員	(21年度支給割合)	4. 1 5月	
退 職 手 当		(算定式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	807,000円×在職年数×5.313	17,150,364円	任期毎
	副 町 長	653,000円×在職年数×3.355	8,763,260円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

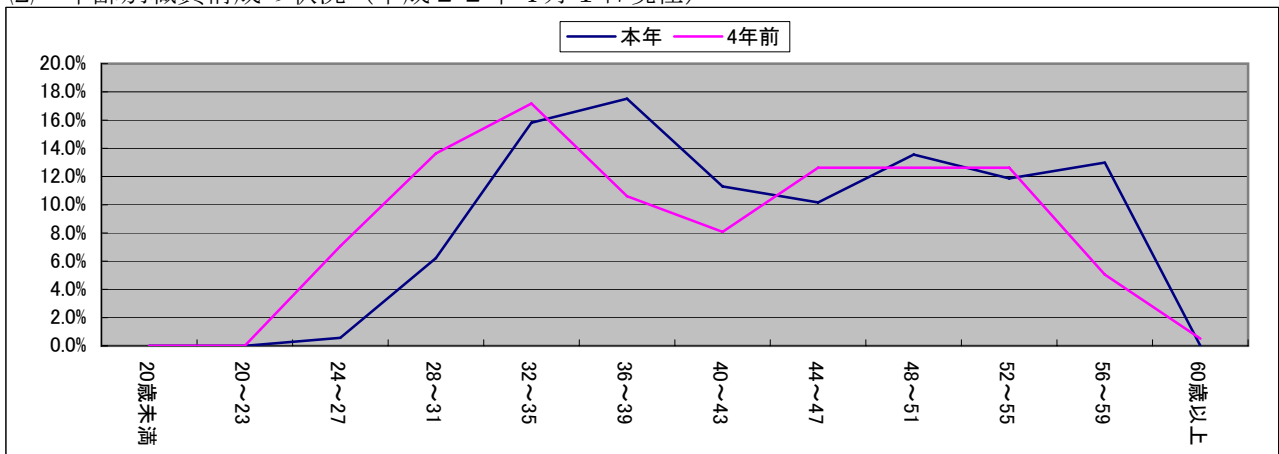
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成21年	平成22年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3人	3人	-	
		総 務	39人	38人	△1人	
		税 務	7人	7人	-	
		民 生	33人	32人	△1人	
		衛 生	15人	15人	-	
		農林水産	6人	5人	△1人	
		商 工	8人	9人	1人	
		土 木	10人	8人	△2人	
		計	121人	117人	△4人	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 81.11人)
	教育部門	42人	41人	△1人		
小 計	163人	158人	△5人	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.29人)		
公営企業等 会計部門	水 道	6人	6人	-		
	下水道	2人	3人	1人		
	その他	10人	10人	-	会計間移動による減	
	計	18人	19人	1人		
合 計			181人 [214]	177人 [214]	△4人 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 171.88人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	0人	0人	1人	11人	28人	31人	20人	18人	24人	21人	23人	0人	177人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	141	137	132	129	121	117	△ 24 (△ 17.02)
教 育	45	43	42	42	42	41	△ 4 (△ 8.89)
消 防	—	—	—	—	—	—	— —
普通会計 計	186	180	174	171	163	158	△ 28 (△ 15.05)
公営企業会計 計	24	18	21	20	18	19	△ 5 (△ 20.83)
総 合 計	210	198	195	191	181	177	△ 33 (△ 15.71)

8 公営企業職員の状況（水道事業）

(1) 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 215,192	千円 30,199	千円 47,116	% 21.89%	% 19.92%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
21年度	人 6	千円 22,535	千円 3,472	千円 8,835	千円 34,842	千円 5,807	千円 6,567

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、3月31日現在の職員数である。

特記事項

給料月額平均8%の減額、期末勤勉手当の役職加算の適用除外等

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
洞爺湖町	44.8歳	314,937円	474,646円
団体平均	45.6歳	366,719円	546,495円
事業者	43.0歳	327,538円	483,927円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

洞爺湖町	洞爺湖町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（21年度） 1,473千円	1人当たり平均支給額（21年度） 1,480千円
(21年度支給割合)	(21年度支給割合)
期末手当 2.75月	期末手当 2.75月
勤勉手当 1.40月	勤勉手当 1.40月
(加算の措置状況) 職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15% ※ H21.12までは、全額削減	(加算の措置状況) 職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15% ※ H21.12までは、全額削減

② 退職手当（平成22年4月1日現在）

洞 爺 湖 町			洞爺湖町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月	30.55月	勤続20年	23.50月	30.55月
勤続25年	33.50月	41.34月	勤続25年	33.50月	41.34月
勤続35年	47.50月	59.28月	勤続35年	47.50月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月	最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当り平均支給額	0千円	0千円	1人当り平均支給額	0千円	25,650千円
（定年前早期退職特例措置 2%～20%加算）			（定年前早期退職特例措置 2%～20%加算）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）		0千円	
支給職員1人当り平均支給額（21年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0%	0人	0%

(5) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）		0円	
支給職員1人当り平均支給年額（21年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）		0.0%	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
野犬掃とう手当	従事した職員	野犬の掃とう	日額 300円
特殊作業自動車運転手当	従事した職員	除雪車等の運転	日額 300円
げき薬取扱手当	従事した職員	げき薬の取扱い	日額 750円
害虫駆除手当	従事した職員	害虫の駆除	日額 300円

(6) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	429,431円
職員1人当り平均支給年額（21年度決算）	71,572円
支給実績（前度決算）	433,426円
職員1人当り平均支給年額（前度決算）	108,357円

(7) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (21年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円～61,800円を支給 (月額)	同じ		536,916円	536,916円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円～13,000円を支給 (月額)	同じ		1,048,000円	262,000円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円を限度に支給 (月額) 持家取得後5年間、月額2,500円支給	同じ		536,500円	134,125円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額55,000円限度に支給。自家用車等を使用する職員に対し月額2,000円～24,500円を支給	同じ		32,000円	16,000円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする職員に対し月額23,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,600円～23,360円を11月から3月まで支給	同じ		509,700円	84,950円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		0円	0円
日直手当	日直勤務を命じられた職員に1回4,200円を支給	同じ		0円	0円
管理職特別勤務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員に対し、1回6,000円(1回の勤務が6時間を超える場合は9,000円)を支給	異なる	支給額を国の半分としている。	0円	0円

別記様式第3号（第2条関係）

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況（平成22年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00 ～ 13:00	-	土・日

備考1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき
 条例で定められた職員の勤務時間である。

2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後
 5時30分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割振られている職
 員の勤務時間である。

2 年次休暇の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
6,130日	1,994日	158人	12.62日

備考1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、
 当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職
 員に付与された日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計であ
 る。

別記様式第4号（第2条関係）

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 分限処分の状況（平成22年度） （単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第1号 第2項第1号	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条により失職しなかった者		0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

備考1 職員のうち、地方公務員法及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第20号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況（平成22年度） （単位：件）

処分内容	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	1	0	0	0	1

別記様式第 5 号（第 2 条関係）

職員のサービスの状況報告書

営利企業等の状況（平成 22 年度）

営利企業等の従事許可申請	申請件数	許可件数
16 件	16 件	16 件

備考 地方公務員法第 38 条及び洞爺湖町職員服務規程（平成 18 年洞爺湖町訓令第 17 号）第 19 条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

別記様式第6号（第2条関係）

職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況（平成22年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
経営能力研修	人事評価制度の構築と運用	一般職員	1	1名
	管理能力研修	管理職員	1	1名
	管理職研修	管理職員	1	34名
	人事評価研修	全職員	2	90名
専門能力研修	法務基礎研修	一般職員	1	2名
	法務応用研修	一般職員	1	2名
	採用10年未満職員の研修	一般職員	1	2名
	保育実習研修	保育士	1	18名
	施設長専門研修	保育士	1	3名
	保育所運営指導の課題	保育士	1	4名
政策形成能力研修	問題発見・解決研修	一般職員	1	1名
	住民満足度形成研修	一般職員	1	1名
	政策形成基礎講座	一般職員	1	1名
	いぶりトーク2010	一般職員	1	1名
対人能力研修	クレーム研修	一般職員	1	1名
	コミュニケーション能力向上	一般職員	1	1名
その他	メンタルヘルス研修	全職員	2	48名

2 勤務成績の評定の状況（平成22年度）

評定の方法	評定者	評定結果の活用
—	—	—
—	—	—

備考 地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

別記様式第7号（第2条関係）

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況（平成22年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断（嘱託職員含む）	99名
	総合健康診断	127名
	脳ドック健診	1名
	レディース健康セミナー	1名
職員の元気回復に関すること	フットパスウォーキング	34名

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（平成22年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である（（2）において同じ）。

(2) 通勤災害（平成22年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通 勤 災 害 該 当	通 勤 災 害 非 該 当		
0	0	0	0	0	0

勤務条件に関する措置の要求の状況報告書

（平成22年度）

区 分	前年度末 現在未処 理件数	措 置 要 求 件 数	処 理 件 数	前年度末現 在未処理件 数に係る処 理 件 数	今年度の措 置要求件数 に係る処理 件 数	年 度 末 現 在 未 処 理 件 数
給 与	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
勤務時間	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
休 暇	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、公平委員会に対して措置要求がなされたものすべて件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。

別記様式第9号（第3条関係）

不利益処分に関する不服申立ての状況報告書

（平成22年度）

区 分	前年度末 現在未処 理件数	不 服 申 立 て 件 数	処 理 件 数	前年度末現 在未処理件 数に係る処 理件数	今年度の不 服申立て件 数に係る処 理件数	年 度 末 現 在 未 処 理 件 数
分限処分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
懲戒処分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
転 任	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

- 備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
- 2 「不服申立て件数」は、公平委員会に対して不服申立てがなされたものすべて件数である。
- 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。